

申立ての趣旨及び紛争の要点

申立ての趣旨

相手方は、申立人に対し、下記金員を支払う。

金 円（下記紛争の要点5の額）

との調停を求める。

紛争の要点

- 1 (1) 後記2の差押命令表示の債務者 (以下「執行債務者」という。) は、同命令が相手方に送達された日以前に相手方に雇用され、
平成・令和 年 月 日限りで退職するまで勤務していた。
現在も勤務している。
- (2) その給料の手取り月額（基本給に通勤手当を除く諸手当を加えたものから、給与所得税，住民税，社会保険料を控除した残額）は少なくとも、
金 円である。
平成・令和 年 月期の賞与の手取り額（上と同じ税金等を控除した残額）は、
金 円を下らない額である。
退職金の手取額（退職金から所得税，住民税を控除した残額）は、
金 円を下らない額である。
- 2 申立人は、執行債務者の相手方に対する上記債権のうち、別紙差押債権目録記載の部分について、平成・令和 年 月 日、差押命令（ 地方裁判所 平成・令和 年(レ)第 号）を得たところ、同命令は、同命令表示の第三債務者である相手方に対して平成・令和 年 月 日に送達され、執行債務者に対しては平成・令和 年 月 日に送達されたので、申立人は、執行債務者に対する送達後 $\left\{ \begin{array}{l} \input type="checkbox"/>4週間 \\ \input type="checkbox"/>1週間 \end{array} \right\}$ の経過により、被差押債権につき取立権を取得した。

3 前記差押命令による被差押債権の範囲と数量は次のとおりである。この計算は、前記手取額を元にして別紙差押債権目録の記載によって差押部分を算出した。

□ ただし、最後の債権の差押部分は、同目録の差押え限度額から既に発生した債権の差押額を控除した残額で、同目録記載の債権別の差押え部分に相当する額より少ない額である。

平成・令和	年	月 (分給料・期賞与)	円中の	円
平成・令和	年	月 (分給料・期賞与)	円中の	円
平成・令和	年	月 (分給料・期賞与)	円中の	円
平成・令和	年	月 (分給料・期賞与)	円中の	円
平成・令和	年	月 (分給料・期賞与)	円中の	円
平成・令和	年	月 (分給料・期賞与)	円中の	円
平成・令和	年	月 (分給料・期賞与)	円中の	円
平成・令和	年	月 (分給料・期賞与)	円中の	円
		退職金中の金		円
合計				円

4 申立人が未だ支払いを受けていない執行債権及び執行費用の合計額は、
金 円である。

5 よって、申立人は、相手方に対し、取立権に基づき前記被差押債権に対する弁済として、前項の金額の範囲内である 円の支払いを求める。

6 その他の紛争の要点

(別紙)

差押債権目録

※ 債権差押命令の差押債権目録（写し）を添付してください。